

入札説明書

この入札説明書は、県有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

1 一般競争入札により売却する物件

(1) 売却物件の名称及び数量

奈良県消防防災ヘリコプター「やまと2000」
(登録記号: JA20NA 型式: ベル式412EP型)

機体及び装備品等一式

(2) 売却物件に係る発注・契約担当部局

奈良県総務部知事公室消防救急課

郵便番号 : 631-8501
所在地 : 奈良市登大路町30番地
電話番号 : 0742-27-8423
FAX番号 : 0742-27-0090
メールアドレス : syobo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 売却物件の仕様

「売却仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 引渡期限

別添仕様書のとおり

(5) 引渡場所

別添仕様書のとおり

(6) 売却条件

別添仕様書のとおり

(7) 入札金額

入札金額は、売却する物件及び付属する装備、予備品等一式の価格の他、仕様書第5の売却条件に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとします。なお、落札の決定は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で行うので、入札者は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を入札書に記載すること。なお、落札価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、落札価格に110分の10を乗じて求めるものとし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札には、個人、法人を問わずどなたでも参加いただけます。

ただし、次の項目に該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実から3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号の規定に該当する者のほか、アからクまでのいずれ

かに該当する者

ア 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人

イ 役員等が暴力団員であると認められる法人その他の団体または個人

※ 役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう。

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人

エ 役員等がその属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人

ク 役員等が、前記(8)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人

(9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

3 入札参加申込

入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

(1) 申込みに必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書））

・・発行から3か月以内のもの

エ 印鑑登録証明書・・発行から3か月以内のもの

※共有する場合には必ず共有者全員の連名でお申し込み下さい。また、代表者選任届（様式3）

が必要です。

※法人の場合は、役員等一覧表（様式4）が必要です。

(2) 申込みの方法及び期限

ア 持参の場合

令和8年1月16日（金）午後5時までに、奈良県総務部知事公室消防救急課に提出

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までの年末年始の閉庁日を除く。）

イ 郵送の場合

令和8年1月16日（金）午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付

送付先：〒630-8501

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部知事公室消防救急課 宛

4 現地説明会の日時及び場所

(1) 日時：令和8年1月9日（金）午後1時

(2) 場所：奈良市矢田原町2446番地 奈良県ヘリポート内 奈良県警察航空隊格納庫

※奈良市矢田原町2450番地 奈良県ヘリポート内 奈良県防災航空隊事務所にお越しください。
係員がご案内します。

(3) 現地説明会の申込方法

ア 申込方法 奈良県総務部知事公室消防救急課まで「現地説明会申込書（様式5）」を持参、郵送、FAXまたはメール

イ 申込期限 令和8年1月8日（木）午後5時必着

※注意事項

現地説明会への参加は自由ですが、参加されない場合でも、現地説明事項等についてすべて了知されたものとみなしますので、ご了解のうえ、入札に参加して下さい。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

- (1) 入札日時：令和8年1月30日（金）午前10時
(2) 場 所：奈良県庁情報管理棟地下1階 入札室

※ 受付時間は入札日時の30分前からです。入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませいただかないと入札に参加することができませんので、お早めにご来場ください。
受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意下さい。
入札は上記時間を厳守して行います。なお、開札は、入札後直ちに行います。

5 入札日の持参品等

- ① 一般競争入札参加証（入札参加資格の確認後、郵送いたします）
- ② 入札保証金納付書（様式8）（インターネットからダウンロードのうえ、プリントアウトしてください。）
- ③ 入札保証金
 - ・入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
 - ・入札者は、入札保証金として、入札者が見積もる価格の100分の5以上の額を納付してください。
 - ・入札保証金は、保証小切手（電子交換所に参加する金融機関が振り出し、発行日から5日以内のものに限る。）で納付していただきます。
 - ・入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、その場でお返しいたします。
 - ・落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができます。
 - ・入札保証金には、利子は付しません。
 - ・落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は違約金として県に帰属し、お返しません。
 - ・共有名義で参加される場合は、代表者が入札保証金を納付してください。
- ④ 入札書（様式6）（インターネットからダウンロードのうえ、プリントアウトしてください。）
- ⑤ 委任状（様式7）（代理人の方が参加される場合のみ必要です。）
※委任状に押印する申込者の印鑑は、一般競争入札参加申込書（様式1）に押印したものに限ります。
(インターネットからダウンロードのうえ、プリントアウトしてください。)
- ※共有名義で一般競争入札参加申込書（様式1）及び代表者選任届（様式3）を提出した場合で、申込者欄および代表者欄に記載された者以外の共有者が入札に参加される場合、代表者からの委任状が必要となります。
- ⑥ 印鑑（入札申込書に押印したものと同じ印鑑（代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑））
- ⑦ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン、消えるものは不可）

7 落札者の決定方法

落札者は、県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合において、「くじ」を引かないものがあるときは、この者に代わって入札に係ない職員に「くじ」を引かせるものとします。

8 契約の締結

- (1) 契約条項

「県有財産売買仮契約書」のとおり

(2) 契約締結

- ア 本件入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から起算して5日以内（当該期間内に日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に仮契約を締結するものとし、奈良県議会において議決を得たときには、仮契約の内容を本契約に切り替えます。
- イ 仮契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が仮契約書に記名して押印し、さらに奈良県知事が仮契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- ウ イの場合において奈良県知事が記名して押印したときは、仮契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- エ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- オ 奈良県知事が契約の相手方とともに仮契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとします。
- カ 本契約への切り替わりの際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。
- キ 入札保証金は契約保証金に充当するものとします。

9 売買代金の支払方法

落札者は、本契約への切り替わりの際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いをします。また、売買代金と契約保証金の差額については、契約締結の後、県が発行する納入通知書により指定する期日までに納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は県に帰属することになります。

11 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。
- (2) その他詳細は売却仕様書によります。
- (3) 契約書（県保管用のもの一部）に貼付する収入印紙、航空機の移転登録に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて落札者の負担となります。

12 契約に付す条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意下さい。

- (1) 落札者は契約の日から5年間、売買物件を風俗営業等の業務の用に供することができません。
※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する風俗関連特殊営業その他これらに類する業をいう。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団等の事務所その他これらに類する用途に供することができません。
※「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することができません。
- (4) 落札者は、前記(1)～(3)に規定する用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことができません。
- (5) 落札者は、上記(1)～(4)に違反した場合、県有財産売買契約により定める違約金を支払わなければなりません。

13 売却結果の公表について

今回の売却結果は、以下の内容について公表いたします。

- (1) 公表の時期
契約締結後、県が必要と認める時期
- (2) 公表内容
ア 当該入札物件の内容

- イ 契約年月日
- ウ 契約金額
- エ 売却の相手方名称（個人にあっては「個人」と記載、法人にあってはその名称）

14 その他

この入札説明書に定めのない事項については、売却仕様書、その他関係法令等の定めるところによります。

15 入札に関する質問

(1) 質問方法

ア 質問書（様式9）に必要事項を記載し、奈良県総務部知事公室消防救急課に電子メールで提出のうえ、電話により到達の確認をして下さい。

イ 電子メールの件名は、「奈良県消防防災ヘリコプター等の売却に係る入札に関する質問（会社、団体または個人名）」として下さい。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年1月16日（金）午後5時まで

(3) 回答

ア 回答方法 1（2）の奈良県総務部知事公室消防救急課のホームページに随時掲載します。

イ 掲載日 令和8年1月30日（金）まで